

京都府障害者雇用推進企業（京都是あとふる企業）認証事業実施要綱

1 目的

障害者雇用については、府内企業の積極的な取組により、多くの障害者が「働く」喜びを得て地域で生活しているが、働く意欲を持ちながらも、まだまだ就職できない方が多い状況が続いている。

そこで、障害者の雇用に積極的に取り組んでいる民間企業・事業所等（以下「事業所」という。）を京都府障害者雇用推進企業（以下「京都是あとふる企業」という。）として認証し、社会的に評価される仕組みをつくとともに、当該認証企業が実践している障害のある方の働きやすい職場づくりなどの取組内容を普及することにより、障害者雇用の理解と促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号によるものとする。

- (1) 常用雇用労働者とは、次のいずれかに該当するもので、1年を超えて雇用される者（見込みを含む。）をいう。そのうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者については、1人をもって0.5人の労働者とみなす。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、障害者雇用率制度上の常用労働者の範囲には含まれない。
 - ア 雇用期間の定めのない労働者
 - イ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されている者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上アと同一状態にあると認められる者
 - ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる者
- (2) 短時間労働者とは、常用労働者のうち1週間の所定労働時間が、当該事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、20時間以上30時間未満である労働者をいう。
- (3) 障害者の定義及び障害者雇用率の算定方法等については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）の規定によるものとする。ただし、当該算定に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援が行われる事業所で支援を受けている者を除くものとする。
- (4) 事業所とは、本社、本店の他、支社、支店、営業所、事務所、工場等生産又はサービスの提供が事業として行われている所をいう。
- (5) 特例子会社とは法第44条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいう。

3 認証基準

知事は、次に掲げる要件をすべて満たしている障害者雇用に積極的な事業所を「京都はあとふる企業」として認証することができる。

- (1) 府内に事業所があること。
- (2) 事業所として障害者の雇用率が3.0%以上であること。
- (3) 企業（国への障害者雇用状況報告を行う事業所）として障害者の法定雇用率を達成していること。
- (4) 労働関係法規を遵守していること。
- (5) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (6) 法令違反等、その他認証するにふさわしくない事実がないこと。

4 認証の申請

前項の認証を受けようとする事業所は、京都はあとふる企業認証申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業所概要
- (2) 直近に公共職業安定所（ハローワーク）へ報告した「障害者雇用状況報告書」の写し。ただし、障害者雇用状況の報告義務のない事業所にあつては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (3) 「京都はあとふる企業」必要事項申告書及び承諾書（様式第1号-2）
- (4) その他、知事が必要とする書類

5 審査方法

- (1) 知事は、申請内容の確認のため、必要に応じ現地調査を行うものとする。
- (2) 知事は、前項による調査で認証の対象となると判断された事業所について、認証基準に合致しているか関係機関に確認するものとする。

6 認証の決定

- (1) 知事は、当該事業所が認証するにふさわしいと認めるときは、これを認証し、「京都はあとふる企業認証書」（様式第2号）を交付するものとする。
- (2) 認証の有効期間は、認証日の属する年度から起算して、3年目の3月31日とする。
- (3) 知事は、認証しないときは、「京都はあとふる企業」審査結果通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

7 認証の更新

- (1) 「京都はあとふる企業」として認証された企業等（以下「認証企業」という。）が認証の更新を希望する場合には、有効期限日の1箇月前までに、「京都はあとふる企業認証更新申請書及び承諾書」（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。
 - ア 障害者の雇用状況（様式第4号-2）
 - イ その他、知事が必要とする書類

(2) 前項の手続きについては、第6の規定を準用する。

8 認証の取消し

知事は、認証企業が第3に定める基準を満たしていないことが明らかとなったとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すことができるものとする。

9 変更の届出

認証企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、「京都はあとふる企業」変更届出書(様式第5号)により、知事に届け出なければならないものとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業所の代表者

10 辞退

認証企業は、第3に定める基準を満たすことができなくなった場合等で認証を返上しようとするときは、速やかに「京都はあとふる企業」辞退届(様式第6号)を知事に届け出るものとする。

11 シンボルマークの使用

- (1) 知事は、認証のシンボルマークを、京都はあとふる企業に交付する認証書に使用するほか、府のチラシ等広報用に使用するものとする。
- (2) 認証企業は、シンボルマークを会社案内、名刺等に使用できるものとする。ただし、有償で頒布する製品等への使用を除くものとする。

12 普及啓発

知事は、認証企業の障害者雇用に関する取組をホームページや発行物等を通じて周知し、企業における障害者雇用についての普及啓発に努めるものとする。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要なことは別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成23年9月5日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

この要綱は、平成30年5月23日から施行する。

この要綱は、令和元年5月14日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。